

総務委員長報告

平成30年9月定例会

総務委員長報告をいたします。

総務委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

今定例会において本委員会に付託されました議案は、「平成30年度島根県一般会計補正予算（第4号）」など予算案4件、「島根県警察職員の特別ほう賞金に関する条例の一部を改正する条例」など条例案2件、「財産の取得について」など一般事件案6件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第99号議案「特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例」の条例案1件については賛成多数により、また、その他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決・承認すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった第99号議案は、地域再生法に基づく県税の減収補填措置に係る規定が改正されたことにより、不動産取得税、固定資産税初年度の課税免除等について、所要の改正を行うものです。委員からは、本社移転をしてきた体力のある企業を優遇するのではなく、地元で頑張っている既存の中小企業等を支援することが本来の地域再生の姿である。また、税金は所得や所有財産に応じて課すべきものであり、単に本社移転をしてきたからと言って免除するのはおかしいとの理由から反対であるとの意見がありました。

議論を経て、最終的には挙手による採決を行ったところ、賛成多数により、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第31号は、ユニバーサルデザインタクシーの導入支援を求めるものであります。本請願については、現在、国の補助制度が設けられていることに加え、県単独の助成制度として、地域生活交通再構築実証事業において、市町村が地域の実情に応じて必要な車両を導入できるよう支援が行われているところであり、さらに新たな助成制度を設けることは現状では難しいと思われま。しかしながら、これからの高齢者、障がい者、妊婦、子どもなどの移動というものを考えた場合、ユニバーサルデザインタクシーの導入自体は推進されるべきも

のであるとの理由から、全会一致をもって、「趣旨採択」とすべきとの審査結果でありました。

なお、継続審査中の請願については、いずれも現状に大きな変化がなく、結論に至る状況にないことから、引き続き「継続審査」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、総務部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「中山間地域・離島での資格取得促進事業制度拡充(案)について」では、委員から、よい制度であり拡充されることは評価するが、この制度がどれだけ就職に結びついているか等についての調査を行い、更に今後に関心を持って欲しいとの意見がありました。

次に、防災部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「平成30年度島根県原子力防災訓練について」では、委員から、平成30年7月豪雨の災害を踏まえた避難計画や訓練の見直しについて、様々な可能性を想定し、しっかりと検討して欲しいとの意見があり、執行部からは、国等とともに不断に見直しを検討していくとの説明がありました。

次に、地域振興部所管事項についてであります。

執行部から「三江線代替交通利用実態調査結果について」などの報告があり、委員から、中山間地域・離島を守っていくために、県では小さな拠点づくりを進めているが、交通、商業、医療、教育など、地域において最低限これだけは維持していくというものを、県と地域の厳しい摺り合わせの中で固めて、本気になって示していかなければならないとの意見がありました。執行部からは、関係部局とも議論をしながら、しっかりと取り組んでいくとの説明がありました。

次に、警察本部所管事項についてであります。

証拠品の所在不明事案のその後の調査状況について、委員から質問があり、執行部からは、検察庁の判断に影響を与えたことについて重く受け止めている。引き続き原因究明を図り、再発防止に努めるとの回答がありました。

委員からは、警察の信頼に関わる大きな事柄であるので、継続して報告して欲しいとの要望がありました。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。